

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和2年6月25日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分を違法又は不当であると主張する。

主人との別居後、荷物の引き取りを拒否されており、請求人の資産及び請求人の子の資産がどれくらいあるのかわからず、「他にもあるかもしれない」と通告した後の保護決定になり、最高法規である憲法に押収の（保障）、財産権の保障があるため、その他の法律、命令は効力を有しない（本件処分は請求人の子の資産に対するもの）。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年8月26日	諮問
令和3年10月14日	審議（第60回第3部会）
令和3年11月29日	審議（第61回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされており、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

(2) 保護費の返還

法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものである（東京高等裁判所平成25年4月22日判決（上告後棄却により確定）、裁判所ウェブサイト掲載判例）。

(3) 返還額の算定

ア 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5（答）(1)によれば、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」とされている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号。厚生省社会局保護課長通知（令和2年3月31日付社援保発0331第3号による改正までのもの。以下「課長通知」という。）問（第10の10-2）によれば、保護開始時に保有する手持金の収入認定について、「当該世帯の最低生活費（医療扶助及び介護扶助を除く。）の5割を超える額とする」とされている。

ウ 問答集問10-6-2（答）によれば、「保護の開始決定後に、本人が把握していなかった預貯金が判明した場合について、前記イと同様に取り扱って差し支えないとし、「すでに保有を容認した手持金と、その世帯の開始時の最低生活費の5割の額との差額の範囲内であることに留意し、これを超える額については、法63条により処理すること。」とされている。

エ なお、課長通知は地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準であり、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものである。

2 本件処分についての検討

処分庁は、請求人世帯について本件保護開始を行ったところ、その後、請求人から提出された本件収入申告書により、本件保護開始時点

において請求人が把握していなかった請求人の子の名義による預金を保有していたことが認められたため、本件保護開始翌月以降に判明した請求人世帯員の預貯金について、すでに保有を容認した手持金と、その世帯の保護開始時の最低生活費の5割の額との差額を超える額について、本件処分を行ったものと認められる（上記1・(3)・イ及びウ）。

したがって、処分庁が、請求人に対し、法63条の規定に基づき、令和2年3月から同年5月までの支給済保護費（688,695円）のうち、本件預金全額に相当する支給済保護費340,004円の返還を求めたこと（本件処分）について、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、仮に、本件保護開始時点において、本件通帳を別居中の夫が管理していたとしても、保護は世帯を単位としてその要否及び程度が定められるところ（法10条）、本件口座の名義人とされる請求人の子は、請求人と同一の世帯を構成しているのであるから、請求人は、世帯員として、本件保護開始時において本件預金を有していたと認められ、処分庁が本件預金を請求人の「資力」と認定して行った本件処分は、上記1の法令等に則ったものであるといえる。

よって、請求人の主張は理由がなく、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成